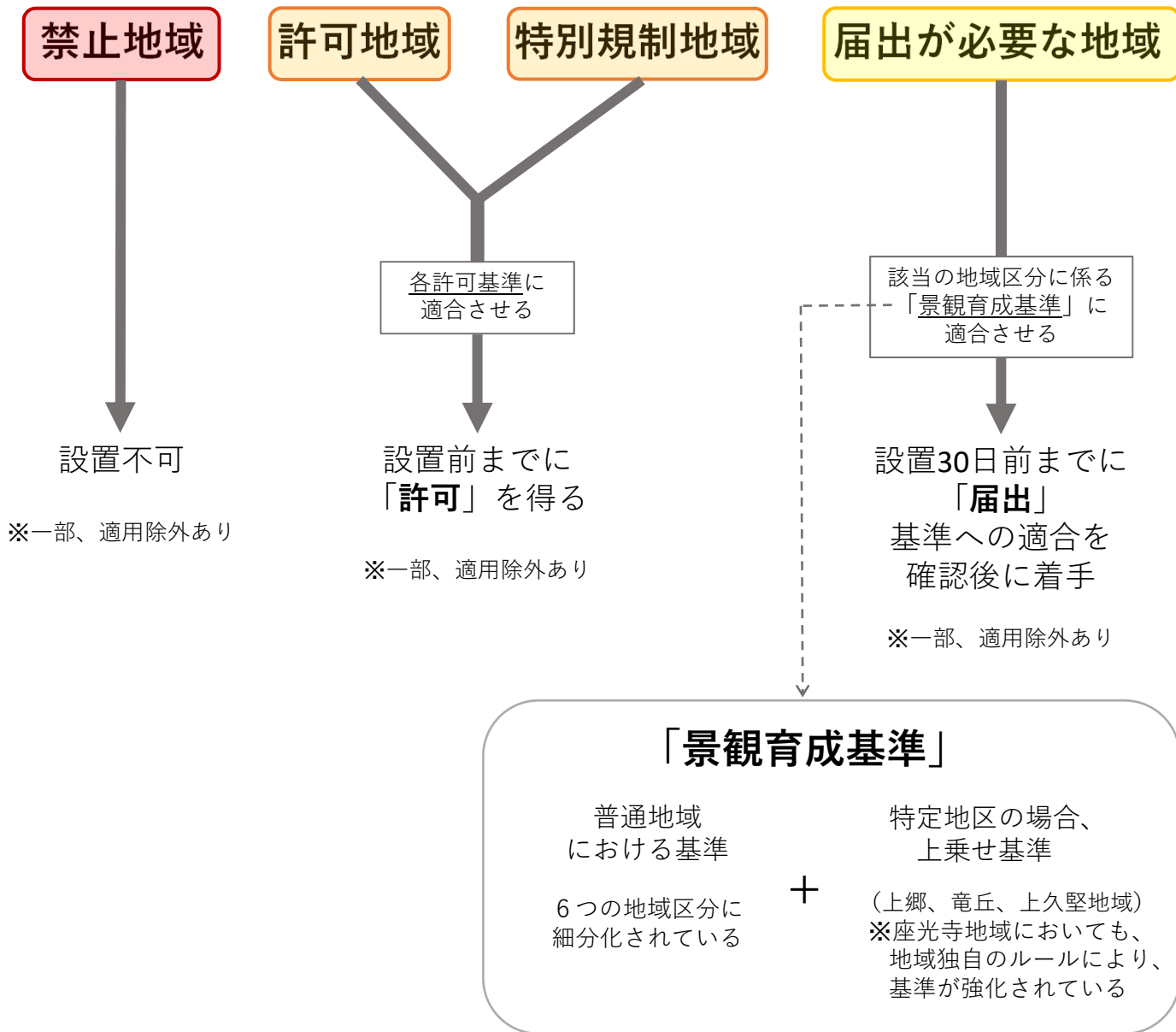


手続きの概略

屋外広告物条例による手続き上の地域分け



関連する手続き等

○都市計画法に基づく地区計画の届出

竜丘（嶋地区に限る）地域において広告物を設置する場合、別途届出をし、基準に適合させる必要があります。
また、川路地区計画の居住エリア及び企業エリアにおいては、地元組合等における上乘せ基準もあります。

○地域独自のルールによる届出

上郷及び座光寺地域において、条例に基づく手続きが不要な規模の広告物を設置する場合、別途地域へ届出をし、基準に適合させる必要があります。 ※提出の窓口は、各地域の市役所の支所（自治振興センター）となります。

○住民協定による届出

育良町、鼎名古熊、羽場町の対象地域において広告物を設置する場合、別途各住民協定の会長あてに届出をし、基準に適合させる必要があります。 ※各協定の連絡先は、地域計画課まで問い合わせください。